

【資料】ハーネス義務化の動向

- ・建設業は5 m以上の高さで作業する場合、2019年2月1日以降はハーネス使用の義務化
- ・現行のハーネスは、規格外として2022年1月1日以降使用禁止

1. 背景

現在我が国で使用されている安全帯は胴ベルト型安全帯が主流だが、海外ではより安全とされるフルハーネス以外使用禁止となっている。

労働安全の分野でも国際規格化が求められていること、胴ベルトで宙づり状態となり死亡する災害が多いことから、厚生労働省はハーネスの義務化を主とした法改正を行う。

2. 義務化のスケジュール

(1) 6.75 m以上の高さ（建設業は5 m）で作業する場合

2019年2月1日以降はハーネス使用の義務化

(2) U字つり用（作業姿勢保持）胴ベルト型安全帯

2022年1月以降は原則使用禁止

(3) 2019年2月1日 改正・安全衛生規則施行

(4) 2019年8月1日 現行規格品の製造禁止

(5) 2022年1月1日 現行規格品の販売と使用禁止

3. 法令上の名称変更

「安全帯」から「墜落抑止用器具」に改める。

「安全」という言葉は、安全を保証する意に誤解されることから、国際基準では使用しない傾向にあるため。

4. 胴ベルト型安全帯の使用

墜落安全距離との関係で、6.75 m未満の高さ（建設業は5 m）で作業する場合は、胴ベルト型安全帯の使用も引き続き認められる可能性がある。

しかし、この場合であっても衝撃荷重が4 KN以下となる巻取り式やショックアブソーバ付以外は使用禁止の方向である。

5. 特別教育

告示では、フルハーネス型の着用に当たって事業場に安全衛生特別教育（学科教育・実技教育）の実施も義務付ける（2019年2月頃）。